

各区における青少年健全育成推進会議開催状況

(平成23年度実績)

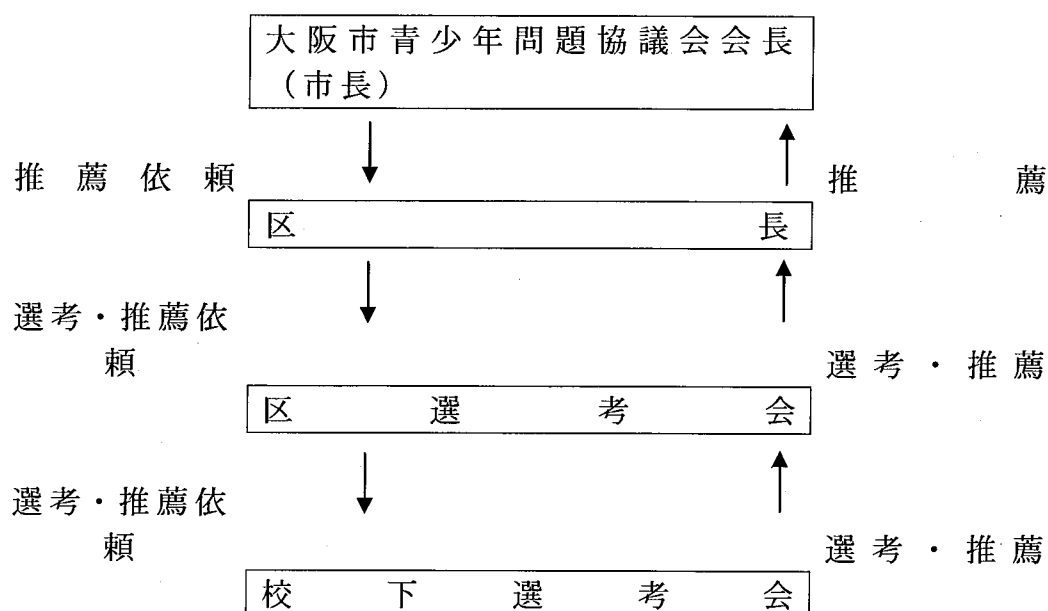
	設置 状況	開催 の有 無	開催内容・回数		特色のある取り組み	備 考
			総会	役員会 推進大会		
北	○	有	1回		こどもの環境ととのえ隊を夜間パレード	【主な構成団体】 地域振興会 社会福祉協議会 民生委員協議会 青少年指導員連絡協議会 青少年福祉委員連絡協議会 子ども会育成連合協議会 PTA協議会 地区保護司会 【その他】 コミュニティ協会 老人クラブ連合会 母と子の共励会 など、区の実情に応じ参画
都島	○	有	1回		区民まつりの会場で、区青少年育成推進会議のメンバーを中心に青少年育成に関する「子どもの環境ととのえ隊」啓発活動を行った。	
福島	○	有	1回		映画上映、舞台発表等	
此花	○	有	1回	1回	夜間巡視	
中央	○	有		1回	大阪城公園合同夜間パトロールおよびミナミの繁華街合同夜間パトロールの実施	
西	○	有		1回	講演：「インターネット世界の危険性」	
港	○	有	1回			
大正	○	有	1回	2回	青少年の非行防止にかかる啓発ポスターを区内中高生に書いてもらい、青少年育成推進事業の各取り組みテーマに応じてパネル展示や啓発に活用	
天王寺	○	なし				
浪速	○	なし				
西淀川	○	有	1回	3回	街頭啓発活動・区民のつどいの開催・こども110番の家事業・こどもの環境ととのえ隊活動	
淀川	○	有		3回	青少年育成淀川区民大会の開催。小学生新入生への安全マップ付下敷きの配付	
東淀川	○	有	1回	1回	夜間巡視。映画鑑賞会(第1部「更生保護 ～立ち直りを支える地域のチカラ～」 第2部「告白」)	
東成	○	なし				
生野	○	有	1回	2回	強調月間講演会。青少年育成推進会議研修会(ビデオ上映)。	
旭	○	有	1回	1回	子ども・若者育成支援強調月間中に、駅前での街頭啓発、青少年育成旭区民大会を実施。区民まつりや、区のスポーツフェスティバルなどにおいて啓発物品を配布。	
城東	○	有		2回		
鶴見	○	有	1回	1回	青少年健全育成を目的とした、よさこいソーラン祭「大阪メチャハッピー祭in鶴見緑地」を、鶴見区青少年育成推進会議のメンバーを中心に開催。	
阿倍野	○	有		1回		
住之江	○	有	1回	2回	講演会2回開催 講演「住之江区内の少年非行の現状について」など	
住吉	○	有	1回		「わたしたちのまちの『名人・達人』発見！」と題し、区内の小中学生が、地域の「名人・達人」を自分たちで取材し、ビデオ撮影したものを、区民センターにて発表。	
東住吉	○	有		1回		
平野	○	有		1回	「区内少年非行の現状について」報告。歳末の防犯啓発キャンペーンに合わせて、「こどもの環境ととのえ隊」啓発物品を配布。	
西成	○	有	1回		「若年層における薬物被害の現状について」研修。小学生・中学生サッカー大会「さくらカップ」を開催。	

各区における地域福祉アクションプランに基づく推進会議開催状況

(平成23年度実績)

	設置状況	開催の有無	部会設置状況	開催の有無	開催回数	開催内容
北	○	—				
都島	○	○				
福島	○	—	子育て世代への支援委員会	—	—	—
此花	○	○				
中央	○	○	子育て支援部会	○	7回	子育て応援マップ作成。他区見学。子育てイベント開催
西	○	○	こども部会	○	4回	子育て情報紙作成・子育て交流会開催・子育て情報交換
港	○	○				
大正	○	○				
天王寺	○	○	子育て班	○	5回	子育てサークル支援。保育ボランティア養成。イベント開催
浪速	○	○				
西淀川	○	○	児童青少年部会	○	7回	手作りおもちゃの研修・バルーンアート講習
淀川	○	○				
東淀川	○	○	子育て・青少年部会	—	—	—
東成	○	○				
生野	○	○	こどもいくみんチーム	○	—	ニーズ調査・通信発行
旭	○	○	子ども青少年班	○	6回	子育てマップの作成・配布。イベント小学生V活動。旭区子育てネット『旭の輪』開催(4回)。
城東	○	○			2回	講演会、イベント開催(東淀アクションプラン、関目東アクションプラン)
鶴見	○	○	子ども部会	○	4回	子ども防犯教室、児童虐待防止周知・啓発の勉強会
阿倍野	○	○				
住之江	○	○	こどもひろば運営委員会		13回	「こどものえき」事業を毎月開催
住吉	○	○	子ども部会、子ども見守り隊連絡会	○	12回	子ども見守り隊ブロック別情報交換会、「10年後の私の町」作文・絵画募集事業、子ども見守り隊フェスタ
東住吉	○	○				
平野	○	○	子育てのネットワークづくりプロジェクト		4回	部会の進め方など2回、子育て情報紙中国語版について2回、その他 イベント参加、ハートステッカー事業
西成	○	○	子ども部会	○	5回	「赤ちゃんの駅」事業、つながりの場としての公園の活用等

青少年指導員・青少年福祉委員選考の流れ



- (1) 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、青少年指導員・青少年福祉委員として適当な候補者を慎重に選考のうえ、区選考会に推薦する。
 なお推薦に際しては、あらかじめ本人から内諾を得るなど、その意思を確認すること。
- (2) 区選考会は、前記推薦に基づき、あらゆる角度から慎重に検討して定数相当数を区長に推薦する。
- (3) 区長は、前記推薦に基づき、青少年指導員・青少年福祉委員候補者を市青少年問題協議会会長あて推薦する。

委 嘱 状

様

大阪市青少年福祉委員を
委嘱します

期間は平成 年 月 日までとします

平成 年 月 日

大阪市青少年問題協議会長

大阪市長

〇〇 〇〇



委 嘱 状

様

大阪市青少年指導員を
委嘱します

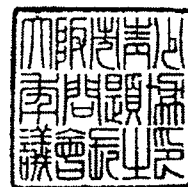
期間は平成 年 月 日までとします

平成 年 月 日

大阪市青少年問題協議会長

大阪市長

〇〇 〇〇



青少年指導員・青少年福祉委員委嘱者数

平成25年1月1日現在

	校下数	町会数	青少年指導員					青少年福祉委員				
			定数	委嘱者数	男	女	定数に対する 委嘱者数の割合	定数※	委嘱者数	男	女	定数に対する 委嘱者数の割合
北 区	19	205	224	221	149	72	98.7%	205	181	116	65	88.3%
都 島 区	9	126	154	104	62	42	67.5%	126	110	86	24	87.3%
福 島 区	10	103	118	103	68	35	87.3%	103	96	71	25	93.2%
此 花 区	10	115	133	54	40	14	40.6%	115	71	58	13	61.7%
中 央 区	17	264	275	219	158	61	79.6%	264	209	184	25	79.2%
西 区	14	130	148	149	119	30	100.7%	130	126	106	20	96.9%
港 区	11	168	188	122	83	39	64.9%	168	122	80	42	72.6%
大 正 区	10	124	145	119	88	31	82.1%	124	110	64	46	88.7%
天 王 寺 区	9	87	105	105	76	29	100.0%	87	68	59	9	78.2%
浪 速 区	9	90	97	89	70	19	91.8%	90	76	60	16	84.4%
西 淀 川 区	14	143	170	117	82	35	68.8%	143	115	82	33	80.4%
淀 川 区	18	221	262	194	148	46	74.0%	221	181	130	51	81.9%
東 淀 川 区	17	214	261	166	100	66	63.6%	214	131	73	58	61.2%
東 成 区	11	151	172	122	94	28	70.9%	151	131	122	9	86.8%
生 野 区	19	225	260	208	182	26	80.0%	225	210	172	38	93.3%
旭 区	10	140	165	113	85	28	68.5%	140	115	84	31	82.1%
城 東 区	16	238	275	221	165	56	80.4%	238	181	141	40	76.1%
鶴 見 区	12	164	196	167	109	58	85.2%	164	168	112	56	102.4%
阿 倍 野 区	10	149	179	136	93	43	76.0%	149	122	86	36	81.9%
住 之 江 区	14	174	210	135	95	40	64.3%	174	159	114	45	91.4%
住 吉 区	12	136	181	133	92	41	73.5%	136	123	86	37	90.4%
東 住 吉 区	14	216	254	210	143	67	82.7%	216	195	142	53	90.3%
平 野 区	22	254	333	163	138	25	48.9%	254	170	146	24	66.9%
西 成 区	16	218	243	166	104	62	68.3%	218	133	88	45	61.0%
計	323	4,055	4,748	3,536	2,543	993	74.5%	4,055	3,303	2,462	841	81.5%

※1町会1名を
基本とする

青少年指導員 新定数（案）



	校下数	校下数 × 9	町会数 (町会数 × 1)	新定数	委嘱者数 (H25. 1. 1現在)	新定数に対する 委嘱者数の割合
北 区	19	171	205	205	221	107.8%
都 島 区	9	81	126	126	104	82.5%
福 島 区	10	90	103	103	103	100.0%
此 花 区	10	90	115	115	54	47.0%
中 央 区	17	153	264	264	219	83.0%
西 区	14	126	130	130	149	114.6%
港 区	11	99	168	168	122	72.6%
大 正 区	10	90	124	124	119	96.0%
天 王 寺 区	9	81	87	87	105	120.7%
浪 速 区	9	81	90	90	89	98.9%
西 淀 川 区	14	126	143	143	117	81.8%
淀 川 区	18	162	221	221	194	87.8%
東 淀 川 区	17	153	214	214	166	77.6%
東 成 区	11	99	151	151	122	80.8%
生 野 区	19	171	225	225	208	92.4%
旭 区	10	90	140	140	113	80.7%
城 東 区	16	144	238	238	221	92.9%
鶴 見 区	12	108	164	164	167	101.8%
阿 倍 野 区	10	90	149	149	136	91.3%
住 之 江 区	14	126	174	174	135	77.6%
住 吉 区	12	108	136	136	133	97.8%
東 住 吉 区	14	126	216	216	210	97.2%
平 野 区	22	198	254	254	163	64.2%
西 成 区	16	144	218	218	166	76.1%
計	323	2907	4,055	4,055	3,536	87.2%

市長等が行っている委嘱状況

委嘱名称	目的	委嘱者	委嘱の 期間	委嘱の根拠等	委嘱への対価		
					有無	種別	金額
人権啓発推進員	「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、地域に根ざした活動を効果的に推進する担い手として活動	大阪市人権啓 発推進協議会 会長	3年	大阪市人権啓発推 進員の選考及び運 営要領	無		
人権擁護委員	人権意識高揚のための活動や人権にかかわること全 般の相談相手になり法務局と連携して適切な処置を 講ずるなどの活動を行う。	法務大臣	3年	人権擁護委員会法	費用弁償 (国から)		
身体障害者相談員	身体障害者の相談に応じ、必要な指導や援助を行う とともに、各区保健福祉センターなどの行政機関に協 力し、障害者福祉について積極的に啓発・普及活動 をすすめる、身体障害者の福祉の増進に資する。	市長	2年	身体障害者福祉法 大阪市身体障害者 相談員設置要綱	有	報償金	月額2,000円
知的障害者相談員	知的障害者の福祉に関し、本人又はその保護者から の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、各 区保健福祉センター及び心身障害者リハビリテーショ ンセンターなどの行政機関に協力し、障害者福祉に ついて積極的に啓発・普及活動をすすめる、知的障害 者の福祉の増進に資する。	市長	2年	知的障害者福祉法 大阪市知的障害者 相談員設置要綱	有	報償金	月額2,000円
民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って 相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉 の増進に努めるもの。住民との信頼関係の中で子ど もや子育て家庭への支援活動を行う。	厚生労働大臣	3年	民生委員法児童福 祉法 大阪市民生委員・ 児童委員及び主任 児童委員推薦要綱	有	費用弁償	年額58,200円
大阪市献血推進員	献血事業を強力かつ円滑に推進し、輸血用血液確保 の万全を期するため、血液に関する知識の普及と献 血思想の啓発、献血の実施に対する協力及び指導な どを行う。	市長	2年	大阪市献血推進員 設置要綱	無		
大阪市青少年指導員	地域において、子ども会、青年会、その他の青少年 団体の結成に努め、青少年活動の活性化を図るととも に、青少年の健全育成のため、地域環境の点検・調 査を行い、非行防止のための指導や相談を行う。	大阪市青少年 問題協議会会 長(市長)	2年	大阪市青少年問題 協議会の大阪市青 少年指導員・青少 年福祉委員改選要 綱	無		

委嘱名称	目的	委嘱者	委嘱の 期間	委嘱の根拠等	委嘱への対価		
					有無	種別	金額
大阪市青少年福祉委員	青少年指導員を側面的に援助し、その活動を地域組織に反映させるとともに、地域組織のパイプ役となり、活動のための条件づくりと広域社会への啓発を行う。また、地域における有害環境の把握や対策の検討、社会環境浄化に向けた啓発活動により、青少年を取り巻く有害環境の浄化を行う。	大阪市青少年問題協議会会長(市長)	2年	大阪市青少年問題協議会の大阪市青少年指導員・青少年福祉委員改選要綱	無		
大阪市スポーツ推進委員	住民に対してのスポーツについての理解と関心を高めるための普及活動。地域スポーツ及び生涯スポーツの振興。	教育委員会委員長	2年	スポーツ基本法 大阪市スポーツ推進委員規則	有	報償金	月額650円
大阪市廃棄物減量等推進員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物減量等推進員を設置することにより、地域において一般廃棄物の減量化、資源化の推進及び環境意識の普及啓発を図り、循環型社会の形成推進に寄与することを目的とする。	市長	2年	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の8及び大阪 市廃棄物減量等推進員設置要綱	有	報償金	交通費
大阪市生涯学習推進員	小学校の特別教室等諸施設を利用した生涯学習ルーム事業など、地域の生涯学習の企画・運営・広報等のコーディネートを行う。	市長	3年	大阪市生涯学習推進員設置要綱	無		
はぐくみネットコーディネート	小学校区で設置する小学校区教育協議会において、学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援するとともに、地域における教育コミュニティづくりを推進するための企画・立案・運営・広報等のコーディネートを行う。	教育委員長	1年	根拠規定なし	無		
大阪市明るい選挙推進協議会	本市における明るく正しい選挙を推進し、啓発事業をより効果的に、かつ円滑に展開するため、市選挙管理委員会に協力することを目的とする。	大阪市選挙管理委員長	2年	大阪市明るい選挙推進協議会規約	有	費用弁償	交通費

大阪府下青少年指導員の状況

(平成23年10月現在)

市町村名	設置要綱	委嘱者	任期	定数	委嘱者数			充足率	平均年齢	備考
					計	男	女			
大阪市		青少年問題協議会会長(市長)	2年	4,755名	3,763名	2,727名	1,036名	79.1%	42.0歳	
堺市	堺市青少年指導員設置要綱	委嘱せず選任	2年	-	1,426名	1,025名	401名	-	56.0歳	現94校区。1校区10名程度。
池田市	池田市青少年指導員設置要綱	市長	2年	60名	60名	19名	41名	100.0%	54.9歳	
箕面市	箕面市青少年指導員設置規則	市長	2年	80名以内	76名	48名	28名	95.0%	48.6歳	
豊能町	豊能町青少年指導員設置要項	教育委員会	2年	40名	36名	23名	13名	90.0%	55.5歳	
能勢町	能勢町青少年指導員設置要綱	教育委員会	2年	20名	16名	12名	4名	80.0%	47.8歳	
吹田市	吹田市青少年指導員設置要領	教育委員会	2年	182名	171名	84名	87名	94.0%	48.2歳	
高槻市	高槻市青少年指導員設置要綱	教育委員会	2年	130名	128名	63名	65名	98.5%	49.1歳	
茨城市	茨城市青少年指導員設置要綱	青少協会会長	2年	128名	121名	62名	59名	94.5%	49.8歳	
摂津市	摂津市青少年指導員設置要綱	市長	2年	60名	52名	31名	21名	86.7%	47.5歳	
島本町	島本町青少年指導員に関する規則	教育委員会	2年	15名	15名	8名	7名	100.0%	46.0歳	
守口市	守口市青少年指導員設置要綱	教育委員会	2年	410名	395名	189名	206名	96.3%	47.9歳	
枚方市	枚方市青少年指導員設置要綱	市長	2年	380名	372名	214名	158名	97.9%	55.2歳	
寝屋川市	寝屋川市青少年指導員設置要綱	市長	2年	120名	120名	57名	63名	100.0%	54.4歳	
大東市	大東市青少年指導員設置要綱	市長	2年	95名	91名	86名	5名	95.8%	54.5歳	
門真市	門真市青少年指導員設置要綱	教育委員会	2年	110名	73名	48名	25名	66.4%	54.6歳	
四條畷市	四條畷市青少年指導員に関する要綱	市長	2年	65名	62名	54名	8名	95.4%	50.4歳	
交野市	交野市青少年指導員設置要綱	市長	2年	60名	54名	44名	10名	90.0%	59.2歳	
東大阪市	設置要綱及び協議会規則	市長	2年	550名	516名	422名	94名	93.8%	55.4歳	
八尾市	八尾市青少年指導員設置要綱	市長	2年	462名	414名	318名	96名	89.6%	48.8歳	
柏原市	青少年指導員に関する規則	市長	2年	100名	100名	78名	22名	100.0%	53.8歳	
富田林市	富田林市青少年指導員設置要綱	市長	2年	50名	48名	32名	16名	96.0%	60.7歳	

市町村名	設置要綱	委嘱者	任期	定数	委嘱者数			充足率	平均年齢	備考
					計	男	女			
河内長野市	河内長野市青少年指導員に関する要綱	市長	2年	90名	85名	51名	34名	94.4%	52.4歳	
松原市	松原市青少年指導員に関する要綱	教育委員会	2年	100名	99名	53名	46名	99.0%	54.1歳	
羽曳野市	羽曳野市青少年指導員設置に関する要綱	市長	2年	120名	98名	82名	16名	81.7%	54.6歳	
藤井寺市	藤井寺市青少年指導員に関する要綱	教育委員会	2年	35名	35名	21名	14名	100.0%	50.0歳	
大阪狭山市	大阪狭山市青少年指導員に関する規則	市長	2年	45名	38名	24名	14名	84.4%	59.9歳	
太子町	規約	町長	2年	25名	18名	15名	3名	72.0%	51.9歳	
河内町	河内町青少年指導員に関する規則	町長	2年	43名	40名	31名	9名	93.0%	52.0歳	
千早赤阪村	千早赤阪村青少年指導員に関する規則	村長	2年	25名	14名	10名	4名	56.0%	54.5歳	
泉大津市	泉大津市青少年指導員設置要綱	市長	2年	100名	91名	85名	6名	91.0%	59.3歳	
和泉市	和泉市青少年指導員選任要綱	市長による選任	2年	-	205名	178名	27名	-	52.6歳	
高石市	高石市青少年指導員設置規則	市長	2年	80名	35名	14名	21名	43.8%	58.6歳	
忠岡町	忠岡町青少年指導員設置規則	町長	2年	40名	30名	26名	4名	75.0%	57.4歳	
岸和田市	岸和田市青少年指導員設置要綱	市長	2年	500名	474名	433名	41名	94.8%	50.8歳	
貝塚市	貝塚市青少年指導員設置要綱	市長	2年	-	125名	107名	18名	-	53.0歳	
泉佐野市	泉佐野市青少年指導員規約	市長	2年	199名	188名	151名	37名	94.5%	48.0歳	
泉南市	泉南市青少年指導員設置要綱	市長	2年	86名	80名	67名	13名	93.0%	61.4歳	
阪南市	阪南市青少年指導員設置要綱	市長	2年	60名	55名	49名	6名	91.7%	59.5歳	
熊取町	熊取町青少年指導員設置要綱	町長	2年	43名	42名	38名	4名	97.7%	54.3歳	
田尻町	田尻町青少年指導員設置要綱	町長	2年	18名	18名	12名	6名	100.0%	52.6歳	
岬町		町長	2年	30名	27名	24名	3名	90.0%	61.1歳	
合 計		大阪市以外市町村			6,143名	4,388名	1,755名			
		大阪府内(大阪市含む)			9,906名	7,115名	2,791名			

〇〇区青少年指導員設置要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇区青少年指導員(以下「青少年指導員」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 青少年指導員は、地域における青少年活動の推進をはかるために、区役所・学校・その他関係機関・団体と密接な連絡をとりながら、次の各号に掲げる活動を地域(校下等)単位で行う。

- (1) 地域における青少年の実態および必要とするものの把握につとめる。
- (2) 地域における青少年の健全育成のための人的・物的資源の活用をはかる。
- (3) 地域こども会・青年会・その他青少年団体の結成を促進するとともに、地域活動の担い手となる青年リーダーを育成する。
- (4) 地域の青少年指導者と密接に連絡し、その団体の運営や活動面について助言指導にあたるほか、団体間の連絡提携をはかる。
- (5) 地域に対し、青少年問題に関する啓発活動を行うとともに、健全育成の観点から青少年の指導・相談及び関係機関との連絡調整にあたる。
- (6) 青少年の地域活動への参加を促進し、コミュニティ事業にも積極的に参加するとともに、これらに携わる各種団体と連絡連携をはかる。

➤ ここでは、青少年指導員改選要綱中の「5. 任務と活動内容」をもとに記載しているが、区において職務内容を検討し、区の実情に応じた職務を定めていただきたい。

(委嘱)

第3条 青少年指導員は、区長が決定のうえ、〇〇が委嘱する。

➤ 委嘱者名は、「市青少年問題協議会会長名」・「市長名」・「区長名」のうち、いずれかとなる。

(選考会の設置)

第4条 青少年指導員の推薦にあたっては、区に区選考会を、校下に校下選考会を設けるものとする。

- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を慎重に選考のうえ、区選考会に推薦を行い、区選考会は、地区選考会からの推薦に基づき、あらゆる角度から慎重に検討して定数相当数を区長に推薦する。
- 3 区選考会は、区の社会福祉協議会・地域振興会・青少年福祉委員会・青少年指導員会・PTA・地域女性団体協議会・青年会・子ども会・民生児童委員会および学

校のそれぞれの代表者、ならびに社会福祉協議会会長・地域振興会長が協議して必要と認めた者若干名で構成し、区長が社会福祉協議会会長・地域振興会長と協議のうえ運営にあたるものとする。

- 4 校下選考会は、区選考会と同様の団体の校下における代表者等で構成し、校下社会福祉協議会会長・地域振興連合町会長が協議のうえ運営にあたるものとする。

➤ ここでは、青少年指導員改選要領中の「6. 選考会の設置」「8. 選考手続」をもとに記載しているが、区において選考方法を検討し、区の実情に応じた選考方法を定めていただきたい。

(選考基準)

第5条 青少年指導員は、青少年の健全育成、地域社会の向上に関心のある人で、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 当該区に生活の根拠を有する人。ただし有しない人でも、当該区における職域の関係で適当な人があり、かつ必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年問題に深い関心と熱意を持ち、青少年の助言・指導にたずさわり得る相当な経験と実績を有する人で、活動に必要な自己の時間がある人。
- (3) 年齢満18歳以上50歳未満の人

➤ ここでは、青少年指導員改選要綱中の「7. 選考基準」をもとに記載しているが、区において選考基準を検討し、区の実情に応じた選考基準を定めていただきたい。

(定数)

第6条 青少年指導員の定数は、○名とする。

➤ 各区の定数は、「町会数」を基本として、地域の実情に応じて加減を行う考え方をもとに、区において定数を検討し、区の実情に応じた定数を定めていただきたい。

(任期)

第7条 青少年指導員の任期は、4月1日からの2年間とする。ただし、任期中の異動がある場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

➤ ここでは、青少年指導員改選要領中の「4. 任期」をもとに記載しているが、区において任期を検討し、区の実情に応じた任期を定めていただきたい。

(解嘱)

第8条 区長は、青少年指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 青少年指導員が自己の都合により辞職を申し出たとき
- (2) 青少年指導員として適格性を欠くものと認められたとき
- (3) その他区長が解嘱することを適当と認めるとき

➤ 現在、解嘱を行った場合、市青少年問題協議会会長から区長へ通知を行っているが、解嘱事由を明文化していないことから、参考例として記載している。

(職務上の義務)

第 9 条 青少年指導員は、その職務を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 青少年指導員は、その職務上の地位を政治、宗教または営利のために利用してはならない。

3 青少年指導員は、区役所その他関係機関・団体の行う研修事業に積極的に参加し、青少年指導に関する知識を深め、相互の交流をはかるほか、調査活動に協力し、青少年問題の実践把握に努めなければならない。

➤ 現在、職務上の義務を明文化していないことから、青少年指導員改選要綱中の「4. 研修」の内容を含め、参考例として記載している。

(組織)

第 10 条 各区に区青少年指導員連絡協議会、各校下に校下青少年指導員会を組織し、指導員相互の連絡協調を深めるとともに、校下単位の活動を推進するものとする。

➤ ここでは、青少年指導員改選要綱中の「9. 組織」をもとに記載しているが、区として組織化の必要性を検討いただきたい。

(細則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、〇〇区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

〇〇区青少年福祉委員設置要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇区青少年福祉委員(以下「青少年福祉委員」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 青少年福祉委員は、青少年指導員の活動を側面的に援助するとともに、青少年問題に関する世論の啓発と青少年をとりまく社会環境の浄化ならびに整備促進をはかるため、次の活動を行う。

- (1) 青少年指導員が地域で活躍しやすいよう、各種関係団体との連絡調整にあたる。
- (2) 青少年活動の場を確保するため、学校・企業などの好意に基づく施設の提供促進をはかるほか、その他遊び場整備に協力する。
- (3) 地域の青少年団体以外の団体の活動の中に、青少年問題に関する事業を導入するよう働きかけるほか、青少年の健全育成を主な目的とする成人団体の組織化をはかる。
- (4) 青少年の余暇活動を豊かにするため、出版物・映画・ラジオ・テレビなどマスコミや芸術・科学・その他文化財の利用や有害環境から青少年を守る運動を研究し、実践する。

➤ ここでは、青少年福祉委員改選要綱中の「5. 任務と活動内容」をもとに記載しているが、区において職務内容を検討し、区の実情に応じた職務を定めていただきたい。

(委嘱)

第3条 青少年福祉委員は、区選考会からの推薦に基づき、区長が委嘱する。

➤ 委嘱者名は、「市青少年問題協議会会長名」・「市長名」・「区長名」のうち、いずれかとなる。

(選考会の設置)

第4条 青少年福祉委員の推薦にあたっては、区に区選考会を、地域(校下等)に地域選考会を設けるものとする。

- 2 地域選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を慎重に選考のうえ、区選考会に推薦を行い、区選考会は、地区選考会からの推薦に基づき、あらゆる角度から慎重に検討して定数相当数を区長に推薦する。
- 3 区選考会は、区の社会福祉協議会・地域振興会・青少年福祉委員会・青少年指導員会・PTA・地域女性団体協議会・青年会・子ども会・民生児童委員会および学校のそれぞれの代表者、ならびに社会福祉協議会会長・地域振興会長が協議して必要と認めた者若干名で構成し、区長が社会福祉協議会会長・地域振興会長と協議のうえ運営にあたるものとする。

- 4 地域選考会は、区選考会と同様の団体の地域（校下等）における代表者等で構成し、地域（校下等）の社会福祉協議会会長・地域振興連合町会長が協議のうえ運営にあたるものとする。

➤ ここでは、青少年福祉委員改選要領中の「6. 選考会の設置」「8. 選考手続」をもとに記載しているが、区において選考方法を検討し、区の実情に応じた選考方法を定めていただきたい。

（選考基準）

第5条 青少年福祉委員は、青少年の健全育成、地域社会の向上に関心のある人で、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 当該区に生活の根拠を有する人。ただし有しない人でも、当該区における職域の関係で適当な人があり、かつ必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年指導員の経験者等、青少年問題に深い関心と熱意を持ち、青少年指導員の育成と活動促進に積極的な協力が得られる人で、関係機関・団体と円滑な連絡がはかれる人。
- (3) 年齢満30歳以上65歳未満の人
ただし、地域における青少年活動の円滑な推進をはかるため、地域の実情に応じて弾力的な運用を行うものとする。

➤ ここでは、青少年福祉委員改選要綱中の「7. 選考基準」をもとに記載しているが、区において選考基準を検討し、区の実情に応じた選考基準を定めていただきたい。

（定数）

第6条 青少年福祉委員の定数は、○名とする。

➤ 各区の定数は、「1町会1人」を基本として、地域の実情に応じて加減を行う考え方をもち、区において定数を検討し、区の実情に応じた定数を定めていただきたい。

（任期）

第7条 青少年福祉委員の任期は、4月1日からの2年間とする。ただし、任期中の異動がある場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

➤ ここでは、青少年福祉委員改選要領中の「4. 任期」をもとに記載しているが、区において任期を検討し、区の実情に応じた任期を定めていただきたい。

(解 嘱)

第 8 条 区長は、青少年福祉委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

- (1) 青少年福祉委員が自己の都合により辞職を申し出たとき
- (2) 青少年福祉委員として適格性を欠くものと認められたとき
- (3) その他区長が解嘱することを適当と認めるとき

➤ 現在、解嘱を行った場合、市青少年問題協議会会長から区長へ通知を行っているが、解嘱事由を明文化していないことから、参考例として記載している。

(職 務 上 の 義 務)

第 9 条 青少年福祉委員は、その職務を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 青少年福祉委員は、その職務上の地位を政治、宗教または営利のために利用してはならない。
- 3 青少年福祉委員は、青少年問題に関する識見を深めるため各種の研修会に積極的に参加するほか、青少年福祉委員相互の交流をはかり、青少年問題の実態把握に努めなければならない。

➤ 現在、職務上の義務を明文化していないことから、青少年福祉委員改選要綱中の「4. 研修」の内容を含め、参考例として記載している。

(組 織)

第 10 条 各区に区青少年福祉委員連絡協議会、地域（校下等）に校下青少年福祉委員会を組織し、指導員相互の連絡協調を深めるとともに、地域（校下等）単位の活動を推進するものとする。

➤ ここでは、青少年福祉委員改選要綱中の「9. 組織」をもとに記載しているが、区として組織化の必要性を検討いただきたい。

(細 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、青少年福祉委員に関し必要な事項は、〇〇区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

青少年指導員・青少年福祉委員の活動への行政の関わりについて（案）

	活動事例	具体的事例	行政が基本的に担うべきもの （行政責任として行政が関わる）	団体が基本的に担うべきもの （行政は関わらない）
行政活動の一環としての活動	・行政への協力（青少年施策に関わる基礎調査等） ・青少年団体等による情報交換 ・青少年問題に関する啓発活動	行政協力の趣旨説明	○	
		業務の総括	○	
		調査結果の集約・分析	○	
		配付資料等の作成	○	
本市との共同による活動	・実行委員会方式による事業（成人の日記念の集い）	事業の趣旨説明	○	
		役割分担（協定等）に基づく業務	○	○
本市の委託事業にかかる活動	・指導ルーム活動事業（区→区青指） ・ユースリーダー育成事業（局→市青指） ・青少年福祉委員区活動事業（区→区青福） ・社会環境浄化活動事業（局→市青福）	事業の趣旨説明	○	
		応募書類の作成		○
		契約書の締結	○	○
		事業企画会議・打合せ	○	○
		会議室の提供・事業への参加（必要に応じて）	○	
		事業の運営		○
		事業報告書・精算報告書の作成		○
本市が支援する活動	・補助金の交付（局→校下青指） - 地域活動、地域イベント（夏祭り、餅つき大会、コンサート、作品展等）	事業の趣旨説明	○	
		実施計画書・収支予算書の作成		○
		事業企画会議・打合せ	○	○
		会議室の提供・事業への参加（必要に応じて）	○	
		事業の運営		○
		事業報告書・精算報告書の作成		○
本市との協働（パートナーシップ）による活動	共通目的のもとでの、対等な立場からの連携・協力	事業企画会議・打合せ	○	○
		事業の運営	○	○
団体の活動 （委嘱に係るものも含む）	総会（区単位、市単位） 年に1回	会場の確保	△	○
		会議資料等の作成	△	○
		市職員の参加（来賓、説明）	○	
	定例会（区単位、市単位） 青指（1月に1回） 青福（2月に1回）	会場の確保	△	○
		会議資料等の作成	△	○
		市職員の参加（来賓、説明）	○	
	研修会（団体主催） ※市主催の研修は、行政が関わる	会場の確保	△	○
		講師との調整	△	○
		研修資料等の作成	△	○
団体の活動 （その他）		団体の会計業務・会費の徴収		○
		名刺作成		○
		慶弔関係		○
		周年行事		○

△：委嘱に係るものについては、行政が必要に応じて関わる